

健康管理ができない人はボーナスももらえない時代が来る!?

～コンビニ大手が健診を受診しない従業員の

ボーナスカット制度を導入へ～

ファイナンシャルプランナー 加藤梨里

お勤めの方が年に1回必ず受診が義務付けられている健康診断。健診の時期が近づくと、「何か病気を指摘されたらどうしよう?」「太っていたらどうしよう?」などと憂鬱になる方もいらっしゃるのではないのでしょうか?

現在、お勤め先の健康診断は労働安全衛生法によって事業所側に実施が義務づけられており、従業員は必ず受診をすることになっています。ただ、忙しい、面倒くさいといった理由で受診していない方もいらっしゃるかもしれません。これまでは受診を怠った結果、病気の発見が遅れてしまう、というリスクはありましたが、受診をしなかったからといって罰則があるわけではありませんでした。

しかし、これからは検診を受けないと、その場で損をしてしまうかも!というニュースが入ってきました。コンビニエンスストア大手ローソンが、社員が健康診断を受けなかった場合に、その社員と直属の上司の賞与を減額する制度を2013年から導入するということです。健診を受けないとボーナスがカットされてしまう!となればどんなに忙しくても受診しないわけには行かなくなりそうですね。

なぜこのような制度を導入してまで健康管理をする必要があるのか?その背景を考えてみたいと思います。

■健診を受けなければボーナスカット!

コンビニエンスストア大手ローソンが2013年度から導入するという制度は、健康診断を受けない社員の賞与を15%、その直属の上司の賞与を10%削減するというもの。たとえば、社員が2013年春の健康診断を受けなかった場合、まず3回程度、受診を促す通知を行います。それでも2014年2月までに受診しなかった場合に、2014年5月末に支給されるボーナスについてその社員は15%分、その直属の上司は10%分が減額される措置を取ります。

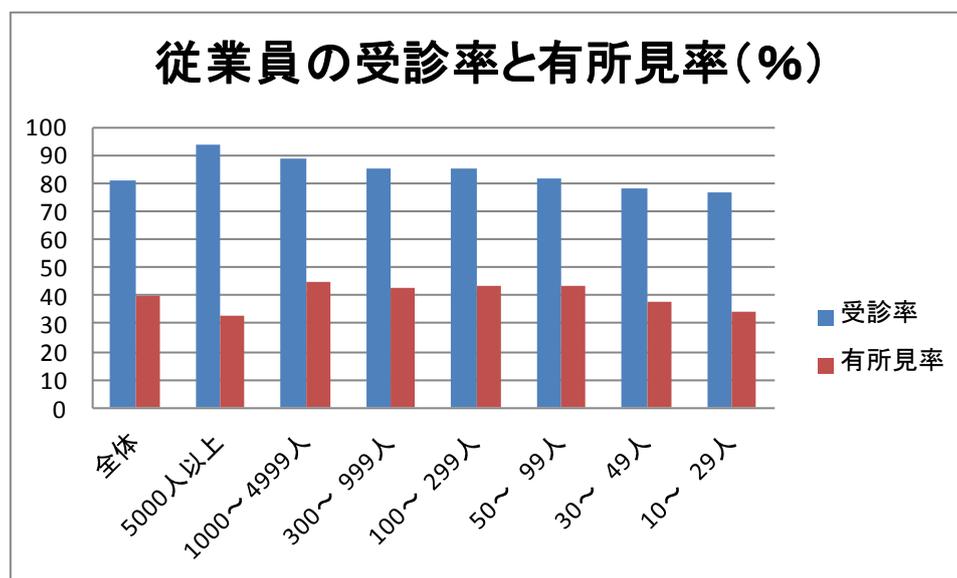
もし春のボーナスの支給額が50万円の社員なら、カットされる金額は75,000円。これはかなり大きな減額ですよ。しかもその上司も1割カットという重い連帯責任を負うことになるわけですから、どんなに忙しくても健診は受診しなければという働きかけになりそうですね。民間企業が独自に導入する制度とはいえ、かなり厳しい措置という印象を受

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2013 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

けます。

同社によると、この制度が導入された目的は社員の健康維持によって業務の効率を上げること。上司のボーナス減額にまで踏み込むのは「仕事の割り振りなどの管理責任を問う」ことで、受診率を上げることはもちろん、部内全体に健康管理への意識を強く根付かせる狙いがあるようです。



出典：厚生労働省 健康管理対策の実施状況

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/saigai/anzen/kenkou07/j1.html>

■なぜここまで健診が重要なのか？

これまで、雇用者が健康診断を実施すること、従業員が受診することはともに義務付けられていたものの、違反した場合の罰則規定は設けられていませんでした。つまり、事実上、健康管理は自己責任、自助努力で行うものとされてきたのです。しかし今回、健康診断を受診しなければボーナスがカットされる、という措置がとられることで「受診しなければ！」という強い動機付けを促すこととなります。

ここまで強い動機付けをする必要がある背景には、健康診断の受診率を上げなければならぬ事情があるようです。

厚生労働省の調査^{*}によると、平成 19 年に定期健康診断を実施した事業所に所属する常勤の労働者の受診率は 81.2%。そのうち、病気の原因になりうる所見のあった労働者の割合（有所見率）は 39.6%だったそうです。つまり、健診を受診した人 10 人のうち 4 人は病気のリスクを抱えていることとなります。

では、病気のリスクのある従業員がいると、企業にどのような影響があるのでしょうか？ 次回考察したいと思います。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2013 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.